**ビザについて**

2017年4月5日、東京にて、スペイン王国政府と日本国政府との間で締結された協定は，ワーキングホリデー制度の法的な枠組みを構築するものです。

ワーキングホリデー制度の導入により、希望者に対して、入国の日から最長一年間スペインでの滞在が許可されます。滞在目的は主として休暇を過ごすためとなりますが、旅行資金を補うために必要な限りにおいて，スペインの法令に従って、就労することが認められます。

**申請の条件**

申請者は、在京スペイン大使館領事部にて、申請手続きを行うこととする。申請には以下の条件を満たしていなければならない。

・ 日本国籍を所有し、かつ日本に在住していること。

・ ワーキングホリデー査証申請時の年齢が十八歳以上、三十歳以下であること。

・ 被扶養者を同伴しないこと。

・ 有効な旅券を所持すること。

・ 帰国のための切符、又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

・ 受入国スペインにおける滞在の当初三箇月間に生計を維持するための月毎最低€532.51、合計€1,597.53に相当する資金を所持すること。

・ 以前にワーキングホリデー査証の発給を当該締約国政府から受けていないこと。

・ 健康であることが医療診断書により確認されること。

・ 犯罪経歴を有しないことを申告すること。

滞在終了時に受入国スペインを出国し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこと。

申請者は、以上のすべてのことを証明する書類等を有する他、領事部担当者より支給される申告書に記入し、署名することとする。滞在中の傷害・疾病における死亡・治療をカバーする海外旅行保険に加入する事をお勧めします。

スペインに入国されてから1か月以内に居住される市町村で住民届（ＥＭＰＡＤＲＯＮＡＭＩＥＮＴＯ）を提出して下さい。

**申請に必要なもの**

1. 査証申請書 . 必要事項をすべて記入し、申請者本人がパスポートと同じ 署名をすること。スペインへの入国日は予定日を記入。

2. 本人出頭 ( 2 回)：申請者本人は、必ず当大使館に出頭の上、申請・受領して下さい。 (郵送申請・受領は不可)。本人が国外にいる場合は申請不可

3. 写真（4.5ｘ3.5 ）１枚。申請書右上に貼付すること。（カラー写真で、背景が白色）

4. パスポートとコピー１部 (写真と個人データの頁。記述がある場合のみ追記の頁もコピーが必要) 。スペインへの入国日より1年以上有効のもの及びビザ用の余白のページ最低２枚。

5. 住民票（発行から90日以内のもの）。申請時点で日本に3ヶ月以上居住していること。

6. 1年オープンの往復の航空券の予約、もしくは往路のみの航空券の予約。往路の予約のみ提出する場合は、復路の航空券代を下記の残高証明書の金額にプラスすること。

7. 経済能力の証明。月額532.51ユーロ相当額以上、最低でも最初の３カ月分の1597.53ユーロ相当額以上のスペインでの滞在費を支弁する能力を証するものとして、下記の内のいずれか１つを選択：

a)残高証明書。（和文でも可）金融機関もしくは郵便局が発行 ( 押印されていないものは不可)

発行日から１ヶ月以内のもの。（原本のみ）

b)本人名義の銀行通帳のコピー(通帳の表紙及び現在までの数ヶ月間の出入金記録のコピー)

8. 健康診断書。大使館作成の雛型に基づいて、医師が記入、署名し、医師及び病院印（別々の印）が捺印された最新のもの。（発行日より１ヶ月以内のもの）（指定病院なし）

9. ＮＩＥ（外国人登録番号）申請のための申請書EX-15。ワーキングホリデービザ申請と同時に、ＮＩＥを申請することが必要。

10. ＮＩＥ申請費　1,155円

11. ワーキングホリデービザ申請に伴う宣誓書　添付のフォームに記入し、申請者本人がパスポートと同じ署名をすること。

12. 返信用封筒（定型サイズ。宛先、郵便番号、宛名を記入し、82円切手を貼ったもの）。審査結果を郵送するため。

※上記申請書類の補足として、スペイン滞在の最初の期間の宿泊証明書を提出することも可能。

※申請から発給までの必要日数は約八週間です。入国希望日より90日以上前の早すぎる時期の申請・書類提出も受付できませんのでご注意下さい。尚、当大使館が申請の内容を確認する為に必要と判断した場合は、申請者に追加書類の提出を要請又、場合によっては領事面会をお願いする場合もあります。

**ワーキングホリデー査証申請をする方へのお願い**

・査証申請のための予約は必要ありません。平日の9時半から12時半の間に窓口までお越しください。

・申請の前に今一度すべての書類がそろっているかどうか、要項に照らして確認してください。

-申請用紙への記入の際に書き損じた場合は、訂正線で消して書き直してください（訂正印は必要ありません）。

-申請用紙の右上に写真が貼付されていることをご確認ください。

-申請用紙の署名欄にはパスポートになされているのと同じ署名をしてください。

-コピーの添付が要求されているにもかかわらず添付されていない場合など、明らかなケアレスミスの場合には、いったんお引取りいただき、近くのコンビニなどで準備をしていただきます。

-コピーは白黒でお願いします。カラーコピーはしないでください。

-査証を申請する際には、パスポートを含め、すべての必要書類をまとめて窓口に提出してください。

-窓口に来てから、書類をかばんや封筒から取り出したり、広げたりしている場合には最後部に回っていただき、準備をしていただきます。

**パスポートについて**

・パスポートは発給時まで預からせていただいています。ただし、旅行などのために、パスポートの返却をご希望の場合は次の条件を守っていただければ、返却可能です。

-査証の認可がおりた時点で、当方でパスポートをお預かりしていれば、発給が遅延なく行えますので、ご使用後は当方にお預けください（郵送・宅配で送付可）。

-パスポート使用後、パスポートを当大使館に提出していただきますが、提出より査証の発給まで最低4-5日を要します（土･日・祝日を除く）。

-留守中の連絡先は国内で連絡のとれるものをお願いします。返信用封筒のあて先につきましては、認可通知書を日本国内で受け取り、必ずご本人に知らせることのできる方の住所氏名をお書きください。